

性的マイノリティ支援事業

LGBTなど性的マイノリティとは

同性に恋愛感情を持つ人や、自分の性別に違和感のある人などのこと

L:レズビアン(女性で同性を好きになる人)

G:ゲイ(男性で同性を好きになる人)

B:バイセクシュアル(男女両方とも好きな対象になる人)

T:トランスジェンダー(生まれたときの性別とは異なる性別で生きる人、生きたいと望む人)

※LGBTのほかにも、性自認(自分自身の性をどうとらえているか)や性的指向(恋愛感情がどの性別に向いているか)がはっきりしない人や、自分を男性・女性のいずれとも認識していない人などもいる。

現状・課題

民間の調査では、約8%の方が性的マイノリティであると報告されているが、少数であることや社会の理解の不足から、少なからず偏見を持たれ、生活の様々な場面で困難な状況に直面している。近年、一部の自治体や民間企業において、支援の取組も進んできている。

本市においても、性的マイノリティの方に対する理解をより一層深め、抱える課題を解決するための取組を推進していく必要がある。

今年度予算要求のポイント

「(仮称)堺市パートナーシップ宣誓制度」の開始にあわせ、性的マイノリティの方々に対する理解をより一層促進するための取組に要する経費を計上

支援の取組

◆研修会の開催

市民相談員や人権擁護委員など相談事業に携わる人や民間事業者を対象に、性的マイノリティについての研修、情報交換を行う。

◆職員(管理職)研修

市職員の管理職を対象に、性的マイノリティに関する研修を実施。

性的マイノリティも含め、あらゆる人が尊重されるまちづくりをめざし、人権の視点に立った施策の推進につながる意識の一層の醸成をめざす。

◆弁護士相談

平成29年度から実施する性的マイノリティに関する人権相談の中で、法的助言が必要と考えられる案件について、より専門的な相談を受けられるよう弁護士相談を合わせて行い、市民がより安心して相談できる環境を整備する。

◆職員向けガイドラインの作成

性的マイノリティについて、職員一人ひとりの理解をより一層深め、適切な市民対応を行うためのガイドラインを作成する。